



兵庫労働局長 赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野 巨利

## 兵庫県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年7月1日付け兵労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の 適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強 化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の 周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行 えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労 働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡 充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとし た社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助 や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和6年10月1日